

乙訓地域

分科会

だより

vol.01



乙訓地域分科会では、乙訓2市1町の合併問題などを研究するため、平成18年4月に専任の事務局を発足させ、主として合併に関する調査・研究を行ってまいりました。これまでの調査・研究結果をとりまとめ報告いたします。

◆ もくじ ◆

乙訓地域分科会について	1
これまでの経緯・ごあいさつ	2
合併について考える理由等	3
事務事業現況調査について	11
2市1町行政サービス現況比較(子育て支援施策)	12
2市1町行政サービス現況比較(高齢者への支援施策)	16
	18
	10

京都南部地域行政改革推進会議 乙訓地域分科会について

京都南部地域行政改革推進会議は、今後の市町村行財政のあり方について、地域に即して幅広く検討する会議として、京都南部地域の6市10町1村と京都府で構成し、平成13年8月設置されました。

乙訓地域分科会は、この京都南部地域行政改革推進会議の下に、向日市、長岡京市、大山崎町及び京都府向日町地方振興局（現在は京都府山城広域振興局）で構成し、平成14年1月に設置したものであります。

今日まで、乙訓2市1町の行財政のあり方や合併問題等について検討してまいりました。合併問題につきましては、住民の皆さまの議論が一層高まるよう、広報等を通じて情報提供などに取り組んでまいりました。



乙訓地域分科会委員名簿
(平成19年4月1日現在)

分科会		
職名	氏名	職又は選出市町等
会長	小田 豊	長岡京市長
委員	久嶋 務	向日市長
委員	真鍋 宗平	大山崎町長
委員	平山 哲男	京都府山城広域振興局副局長

乙訓地域分科会のこれまでの経緯（概要）

- 平成14年度 各市町の広報において「みんなで考えよう!未来のまちづくり～市町村合併について～」を掲載。
- 平成15年度 合併特集広報誌「みんなで考えよう!未来のまちづくり～市町村合併について～」を発行。
- 平成16年度 「乙訓地域のあり方を考えるシンポジウム」を開催。
- 平成17年度 乙訓地域分科会事務局の設置について協議。
- 平成18年度 「乙訓地域分科会事務局」を設置（開所）。乙訓地域分科会のホームページを開設。事務事業現況調査の実施。

2市1町の面積、人口、世帯数

	向日市	長岡京市	大山崎町	2市1町あわせると
行政区域面積	7.67km ²	19.18km ²	5.97km ²	32.82km ²
推計人口	55,218人	78,691人	15,036人	148,945人
世帯数	21,346世帯	31,055世帯	5,802世帯	58,203世帯

※推計人口・世帯数は平成19年4月1日現在（外国人登録を含む）

いあいさつ

乙訓地域分科会

会長 小田 豊

当分科会におきましては、以前から乙訓地域の合併問題を議論してまいりましたが、更に研究を深め、住民の皆さまにも身近な問題として考えていただくため、今回広報誌を発行することになりました。今回の乙訓地域分科会だよりを参考にさせていただき、皆さまからのご意見・ご感想をお寄せ下さい。

今後、合併に関する情報をホームページや広報誌等で住民の皆さまへお届けいたします。そして、住みよい豊かなまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えていますので、住民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

乙訓地域(向日市、長岡京市、大山崎町)の合併について

地域を取りまく課題

厳しい
財政状況

地方分権
の進展

少子・高齢化
人口の減少

行政ニーズの
高度化・多様化

日常生活圏
の拡大

行政サービス提供の
高度化・多様化
水準の維持・向上

行財政基盤の強化

有効な手段の1つとして **市町村合併**

京都府の市町村数=44 (平成13年4月1日) ⇒26 (平成19年4月1日現在)

乙訓2市1町の合併に関する過去の経過

昭和51年1月に行政側の組織として「乙訓合併研究協議会」、議会側の組織として「乙訓合併対策合同会議」が設置され、乙訓地域のまちづくりについて協議いたしました。

しかし、意見の相違などで協議は進展せず、昭和52年2月に乙訓合併研究協議会が、次いで、昭和53年8月に乙訓合併対策合同会議が各々解散となった経過があります。

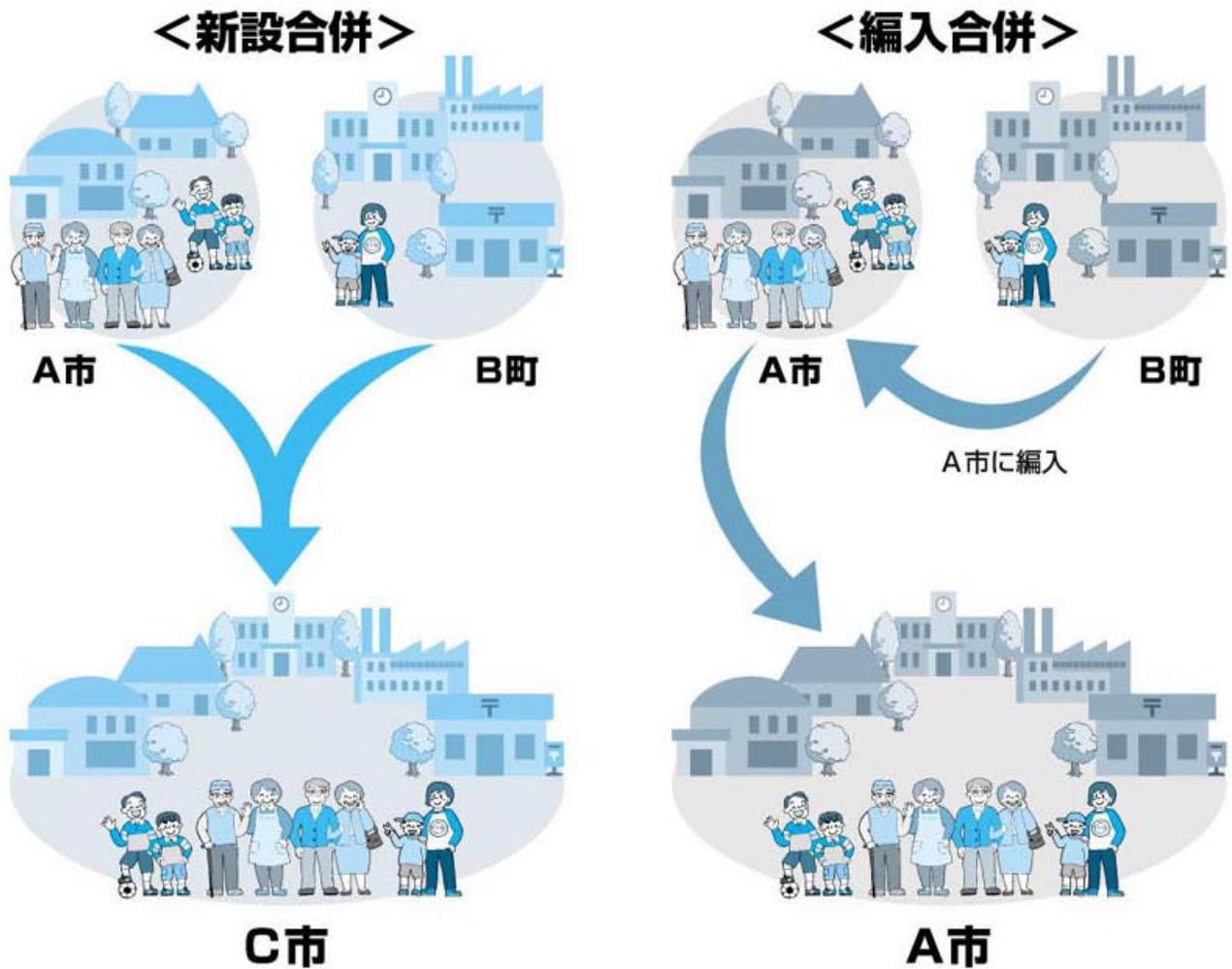
みなさんで、合併について考えてみましょう

市町村合併の形態

合併の形態は、2通りあります。

1つは、A市とB町が1つになってC市ができる「新設合併（対等合併）」。

もう1つは、B町がA市に編入される「編入合併（吸収合併）」です。



- 峰山町、大宮町、網野町、丹後町、
弥栄町、久美浜町 ⇒ 京丹後市
- 加悦町、岩滝町、野田川町 ⇒ 与謝野町
- 丹波町、瑞穂町、和知町 ⇒ 京丹波町
- 園部町、八木町、日吉町、美山町 ⇒ 南丹市
- 木津町、加茂町、山城町 ⇒ 木津川市

- 京北町 ⇒ 京都市
- 三和町、夜久野町、大江町 ⇒ 福知山市

(1) 財政状況が極めて厳しくなっています

国と地方の借金が約1,000兆円(国債・借入金残高)

毎年の借金の積み重ねにより現在、国には800兆円強、地方には200兆円の借金があり、合計すると、1,000兆円を超える借金があります(財務省HPより)。これは、国民1人当たり約800万円の借金を負担しなければならぬことを意味しています。

景気回復と「三位一体改革」による地方への税源移譲により、平成19年度の向日市、長岡京市及び大山崎町の地方税予算額は増加しています。しかし、国による財政健全化策により、地方交付税を含む一般財源総額では減少傾向にあります。今後、国が新たに打ち出す「歳入歳出一体改革」で、更に厳しさが増すと予測され、地方自治体は、職員の削減や運営の効率化による財政基盤の強化が強く求められています。

2市1町の家計簿(財政状況)

合併を検討する場合、向日市、長岡京市、大山崎町のお互いの財政状況は関心事項の一つです。家計に例えるなら、基金は「貯金」であり、地方債は「借金」です。ここでは、2市1町の家計簿(財政状況)についてお知らせします。

◆市町の貯金について

市町の貯金(基金)の種類は、大きく分けて、普通貯金にあたる「財政調整基金」、定期貯金にあたる「特定目的基金」の2種類があり、これらの貯金を毎年度積み立て、あるいは取り崩しを行って計画的な財政を運営しています。

◆市町の負債・借金について

市町では、将来にわたって使用する施設(学校、保育所等)や道路等を整備するため、計画的に資金(地方債)を借り入れ、返済にあたっては、施設等を利用できる将来世代で負担していきます。但し、その資金の返済額の一部が地方交付税に上積みされる場合もあります。

2市1町の貯金と借金

貯金(基金)の状況

(単位:千円)

項目	向日市	長岡京市	大山崎町
財政調整基金	490,941	2,085,368	133
減債基金	8,304	0	624
特定目的基金	529,608	3,624,577	259,564
貯金合計額(A)	1,028,853	5,709,945	260,321
住民1人当たり貯金額(B)	18.7	72.8	17.2

*基金には定額運用基金は含みません。

*人口は、推計人口(平成18年4月1日現在)を使用しています。

負債・借金(地方債)の状況

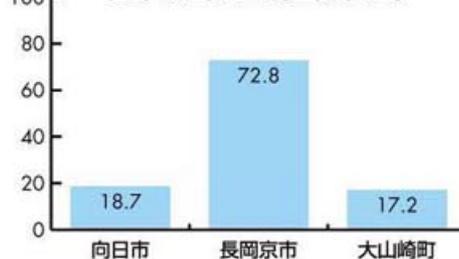
(単位:千円)

項目	向日市	長岡京市	大山崎町
地方債残高(C)	10,740,847	22,634,039	4,374,604
住民1人当たり負債額(D)	195.4	288.9	289.0

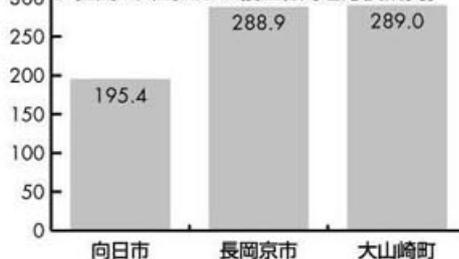
*地方債の元利償還金の一部は、交付税によって補填されます。

したがって、実質的な各市町の負担分は少なくなります。

住民1人当たりの貯金額(基金)



住民1人当たりの借金額(地方債残高)



財政指数

市町村の財政状況を判断する場合に用いられる5つの主要財政指数があります。

1 経常収支比率

財政構造の「弾力性」を判断する指数です。

義務的経費（人件費・公債費等）や經常的に支出される物件費、維持補修費等に使われた一般財源の額（經常経費充当一般財源）が、市町村税、地方交付税、利子割交付金等經常的に収入される一般財源の総額（經常一般財源総額）に占める割合をいいます。一般に、市は75%、町村では70%程度が妥当とされ、それを5%超える时要注意となります。

経常収支比率の数値が低いほど、新たな財政需要に対して柔軟に対応することが出来ます。

地方交付税の削減により、今後小規模な市町村ほど、余裕を持った財政運営が厳しくなります。

2 財政力指数

（通常3カ年平均値を使用）

地方交付税の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値で、地方自治体の財政力を示す指数として用いられています。

「1」に近くなるほど自前の財源が充実しています。「1」を超えると普通地方交付税の不交付団体となります。

京都府内で「1」を超えている市町村は、久御山町だけです。

3 公債費比率

地方債の償還金（公債費）が一般財源に占める割合です。

どこの市町村も、地方債を活用しながら事業を推進していますが、公債費の増加が、将来の住民負担や市町村財政の硬直化につながることから、その比率を低く抑えることが重要です。

4 実質公債費比率

（通常3カ年平均値を使用）

平成18年度から設けられた指標です。従来の起債制限比率に、公営企業への繰出金や一部事務組合負担金に含まれる公債費類似経費等の公債費に準ずるものを含めることで、いわば、連結決算の考え方を取り入れたものです。

この比率が18%以上になると新たに地方債発行の際、国や都道府県の許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は単独事業の地方債（一部）が認められなくなり、起債制限団体となります。また35%以上になると、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されます。

5 起債制限比率

（通常3カ年平均値を使用）

地方債の許可制限を示す指数です。地方債の償還金から交付税等で措置される分を除いた額の基準財政規模市町村の一般財源の標準的規模に占める割合をいいます。

※平成18年度からは、4「実質公債費比率」により対応しています。

◆2市1町の財政指数をみましょう。

（平成17年度普通会計決算）

項目/市町名		向日市	長岡京市	大山崎町
経常収支比率(%)	数値は、低い方が良い	98.5	94.3	110.9
財政力指数	数値は、1に近いほど良い	0.653	0.865	0.936
公債費比率(%)	数値は、低い方が良い	9.9	9.7	9.0
実質公債費比率(%)	数値は、低い方が良い	13.3	12.4	13.7
起債制限比率(%)	数値は、低い方が良い	7.3	7.9	9.7

※合併を検討する場合には、各市町村の財政状況は1つの重要な指標となりますが、財政という観点だけで判断することは出来ません。同時に市町村を取り巻く社会情勢をはじめ、人口規模や社会資本の整備状況など、様々な要因により総合的に判断することが大切です。

(2) 地方分権が進展しています

一番わかっている地域住民が主役

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、これまでの様々な国の関与や規制が緩和され、住民に身近なサービスの提供は、市町村が自らの責任と判断で決定し実施する「地方分権」の時代が到来しました。

また、平成18年12月に成立した「地方分権改革推進法」により、今後、地方分権はさらに進むと予想されます。この地方分権の進展に対応し、暮らしやすい地域づくりを進めていくためには、地方自治体は、近隣都市と主体的に連携を強め、行財政能力を一層高める必要があります。

そのための一つの手法として、近隣自治体との合併を選択するかどうかということについても、住民の議論への参加が不可欠です。合併問題について、行政が情報提供を進めることにより、住民の皆さまに主体的に考えていただくことが重要になっています。



(3) 少子高齢化が進んでいます

人口減少社会の到来による対策

日本の人口は2005(平成17)年に戦後初めて人口減少局面に入り、合計特殊出生率は1.25(2005年)と戦後最低を更新し、高齢化率は21.0%(2005年)となり、世界一の長寿国となっています(平成18年版厚生労働白書より)。

私たちの国は少子高齢化が急速に進展していることがうかがえ、乙訓地域においてもその傾向にあると言えるでしょう。

また、2030(平成42)年には老年人口(65歳以上)の割合は30%台に達する(国立社会保障・人口問題研究所HP公表データより)と予想されます。少子高齢化社会の到来に対して、各市町が、提供すべき住民サービスの水準を維持・確保することが求められ、これまでのとおり住民サービスの供給体制を再検討し、行財政基盤を強化する必要があります。



(4) 行政ニーズの高度化・多様化が進んでいます

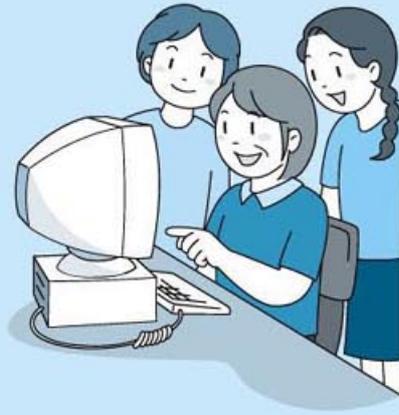
問われる市町の行政サービス

急速な情報化の進展により、行政の情報も広報誌のほかに、ホームページを通じて皆さまにお知らせするようになっていきます。

併せて、少子高齢化、環境問題、雇用問題など様々な課題が生じ、私たちを取りまく社会情勢は大きく変化しています。

これと並行して、住民のライフスタイルや価値観の多様化により、住民が求める行政サービスも高度化、多様化してきました。これからも、今以上に専門性の高い行政サービスを提供するため、職員の育成が必要となってきています。

ますます厳しくなる財政状況において複雑多様化する住民ニーズに 대응していくために、簡素で効率的な行財政の運営が求められています。



(5) 日常生活圏が拡大しています

広域的なまちづくりが必要

乙訓地域は、京都市・大阪市等の大都市に近いという地理的条件と、情報や交通のネットワークの広がりにより、仕事や通学、買い物、医療などの日常生活圏が拡大しています。

行政サービスが高度化・多様化してきていることも相まって、生活圏に合わせたまちづくりが今後必要となってきます。



市町村の「合併」と「自立」
について、どのような効果と
課題があるのですか？



【合併】と【自立】について 考えてみましょう。

市町村を取りまくさまざまな環境に対応していくためには、行財政基盤の強化を図らなければなりません。

その有効な手段として「合併」が一つの要素として挙げられます。

最近では、「合併」と「自立」の二つの言葉が、相反する表現として対照的に使われることが多いようです。合併しないことを「自立」と表現して、そのための施策を行う市町村がいくつかあります。

市町村の「合併」と「自立」について、どのような効果と課題があるのかをまとめてみました。

合併する

合併しないで自立する

予想される効果

- 行財政基盤の充実・強化と効率化が期待される。
- 行政サービスの高度化、多様化への対応が期待される。
- 広域的観点に立ったまちづくりが期待される。
- 現在の市町の地域を越えてサービスを受けることができる。
- 地域のイメージアップと活力向上が期待される。

その反面

検討課題

- 都市部中心のまちづくりが進められ、周辺部との地域格差が拡大してしまうのではないか。
- 関係市町間での行財政状況やサービス水準、住民負担等に格差があり、合併によってサービスの低下や住民負担が増えたりするのではないか。
- 慣れ親しんできた市町の名称がなくなるなど、歴史、文化、特性などが失われたりするのではないか。
- 新しい市役所の位置が遠くなって不便になると同時に、組織が肥大化して縦割りとなり、職員が地域全体を見通せなくなつて地域の声や住民の意見が行政に反映されにくくなるのではないか。
- 総合計画や各種プランに基づいて進めてきた独自のまちづくりや個別の事業、また関係市町の区域内にある公共団体等のあり方に影響するのではないか。

予想される効果

- 住民と行政の協働によるまちづくりが、より一層期待される。
- 地域特性を活かしたきめ細かい行政サービスを継続できる。
- 個性的なまちづくりが期待される。
- 住民に身近な存在として行政の執行が期待される。
- 住民が慣れ親しんだ市町村名を継続し、地域の歴史・文化を葆ち、育んでいける。

その反面

検討課題

- 地方分権の推進における行財政基盤の充実強化が図れないのではないか。
- 厳しい財政状況の中、簡素で効率的な行財政体制が整備できないのではないか。
- 少子高齢化等に伴う住民ニーズの多様化・高度化に対応できないのではないか。
- 生活圏の実態に即した広域行政に対応できないのではないか。
- 広域行政による都市の活性化や雇用の拡大が図れないのではないか。

乙訓2市1町では、様々な行政施策を実施していますが、その最小単位は事務事業として位置付けられません。

乙訓地域分科会では、住民の皆様への情報提供を進め、合併問題への関心を高めていただくため、13分野2,377項目の事務事業について、2市1町の事業内容を比較検討するため「事務事業現況調査」を実施いたしました。



分野	関連		項目数	分野	関連		項目数	
A 総務	A-1	行政・例規・自治会	101	H 保健福祉	H-1	社会福祉	86	
	A-2	人事・組織	78		H-2	障害福祉	93	
	A-3	広報・情報公開	17		H-3	高齢福祉・介護保険	160	
	A-4	消防・防災・交通	76		H-4	児童福祉・保育・母子	59	
	A-5	財産管理	42		H-5	保健	90	
B 企画財政	B-1	総合企画	45	I 産業経済	I-1	農業・緑化・土木	142	
	B-2	財政	30		I-2	商工・観光	63	
C 電算	C-1	電算・情報化	36	J 建設	J-1	都市計画・開発指導	87	
D 選挙	D-1	選挙	18		J-2	建設	121	
E 会計	E-1	出納・会計	50		J-3	住宅・建築・維持管理	30	
	F-1	固定資産税	19		J-4	広域道路	10	
	F-2	住民税・軽自動車税	32	K 上下水道	K-1	上下水道	248	
F-3	徴収・収納・証明	11	L 教育		L-1	学校教育	136	
G 住民生活	G-1	戸籍・住基・印鑑			42	L-2	社会教育・公民館	121
	G-2	環境・衛生			87	L-3	図書館・文化財	57
	G-3	国民年金			13	L-4	人権推進	31
	G-4	国保・医療・老人保健		69	L-5	男女共同参画	9	
				M 議会	M-1	議会事務局	57	
					M-2	監査委員会	11	
合 計							2,377	

(平成18年10月1日現在)

事務事業現況調査で2市1町を比較しましょう

今回は、事務事業現況調査の中から日常生活に身近な、子育て支援施策と高齢者への支援施策について2市1町の現状を比較してみました。

子育て支援施策

まずは、「子育て支援施策」を見てみましょう。



《子育て支援施策》

○・・・実施している事業（類似事業含む）を示しています。

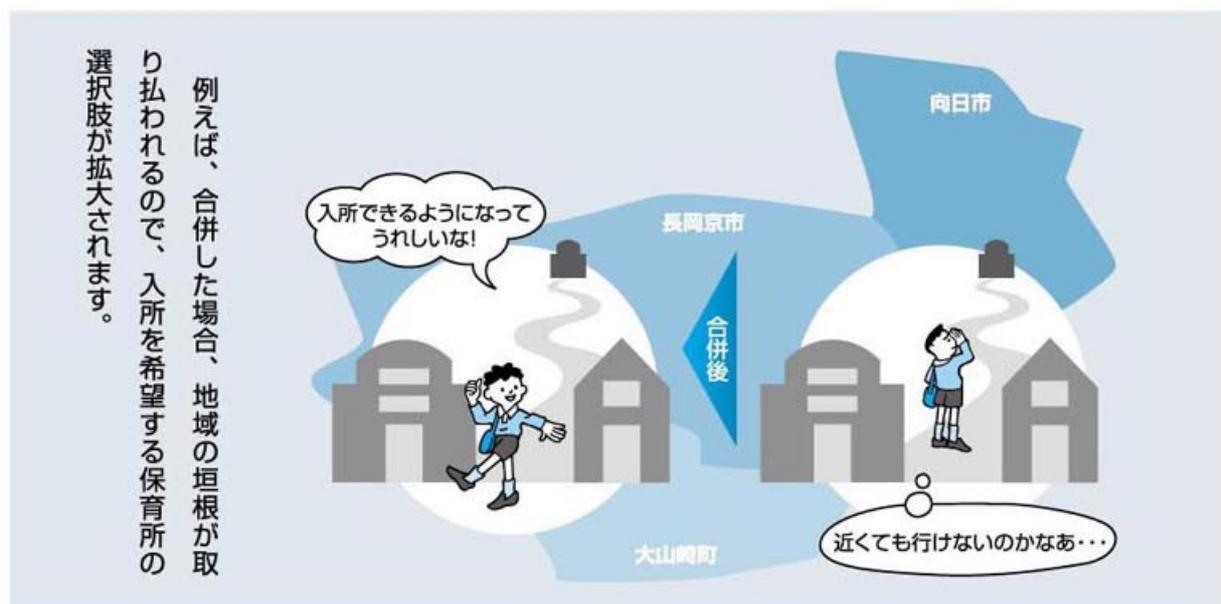
No	事業名	事業内容	向日市	長岡京市	大山崎町
健康診査事業					
1～2	●妊婦一般健康診査(委託) ●乳児(前期・後期)健康診査		○	○	○
3	1歳6か月児健康診査	母子保健法に基づく、1歳6か月児の健康診査	○	○	○
4	3歳児健康診査	母子保健法に基づく、3歳児の健康診査	○	○	○
5	3歳児健康診査精密健康診査	母子保健法に基づく、3歳児の精密健康診査	○	○	○
母子保健相談・指導事業					
6	妊婦保健指導事業	妊娠期を健康に過ごし、不安なく出産を迎えられるよう保健師が指導を行う	○	○	○
7	安産教室・マタニティ教室事業	安心して出産を迎えてもらう生活指導や妊婦同士の交流機会の提供	○	○	○
8	母と子に関する相談事業	親の育児や育児の悩み、子どもの発育・発達や栄養などの相談指導	○	○	○
9	子どもの発達相談事業	乳幼時期における子どもの発達面での相談指導	○	○	○
母子訪問指導事業					
10	乳児訪問指導事業	乳児を持つ親が、不安や悩みなく子育てができるよう保健師が家庭訪問による相談事業を行う	○	○	○
11	育児支援家庭訪問事業	幼児の養育について困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、安定した養育が可能となるよう、家庭訪問による相談指導	○	○	○
母子育児支援事業					
12	遊びの広場	孤立した親子を作らないために、遊び場(交流の場)を提供し、保育士の指導のもと、親が子どもとの遊び方を学ぶ生活を指導	○	○	○
13	離乳食相談・教室	保護者に対する各時期における離乳食についての学習・乳児に応じた離乳食の提供支援	○	○	○
14	10か月相談(健診後のフォロー教室)	10か月児健診の結果、発達支援や相談が必要な親子に対し育児指導や個別相談を実施	○	○	○
15	出産育児一時金貸付制度	出産に要する費用の支払が困難な者に貸付(国民健康保険加入者)	○	○	○

No	事業名	事業内容	向日市	長岡京市	大山崎町
歯科健康事業					
16	歯科健康教育事業	保護者と幼児に対して、う歯予防の知識習得と意識向上を図る	○	○	○
17	1歳6か月児歯科健診	母子保健法に基づく、1歳6か月児の歯科健診	○	○	○
18	3歳児歯科健診	母子保健法に基づく、3歳児歯科健診	○	○	○
19	歯のひろば	歯科医師等によるブラッシング指導や歯科相談等	○	○	○
その他の母子保健事業					
20	母子栄養強化事業	妊産婦や乳幼児に対する正しい食生活の普及を図るため、栄養食品の支給を行う	○		
21	心のリフレッシュ講座	子育て中において、母親として、一人の女性として、主体的に心身ともに健康でいられることを目的とした生活支援	○		
22	母子健康手帳交付	親子の一貫した健康管理と健康の保持・増進のために、妊婦に対して、妊娠、出産、子どもの成長過程を記録してもらうために交付	○	○	○
23	不妊治療支援事業	不妊治療費の助成	○	○	○
24	転入児アンケート	市町外からの転入児(乳幼児)の保護者にアンケートを郵送して、転入前の健診や予防接種状況等を把握	○	○	○
予防接種事業					
25~26	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種法に基づく定期予防接種の実施 ● 結核予防法に基づく定期予防接種の実施(平成19年4月から上記へ統合) 		○	○	○
啓発事業					
27	広報(誌)による啓発	教室、予防接種等のお知らせ、新規事業啓発記事等の掲載による啓発	○	○	○
文化活動事業					
28	青少年健全育成事業		○	○	○
29	ジュニアリーダー研修(養成)事業	小学校4年生から中学生を対象に、地域活動や子ども会等の活性化を図るため体験活動を通してリーダーとしての資質を身につける	○	○	○
30	地域教育力再生プラン事業	地域の大人の協力を得て、幅広い世代の人たちや子ども同士の交流事業や、地域に根ざした多様な体験活動や交流活動等の事業を実施し、社会全体で子どもを育む環境を充実させ、地域の教育力を高める	○	○	○
31	芸術文化活動事業	芸術や文化等に子どもたちが触れ合うことで、創造性に富む豊かな人間性を培う	○	○	○

No	事業名	事業内容	向日市	長岡京市	大山崎町
児童関係子育て支援事業					
32	子育て講座	家庭の教育力向上を図るため、親等に対しての子どもの成長期に応じた学習機会の提供	○	○	○
33	子育てサークル支援事業	地域における子育てサークルの立上げ支援や活動の場の提供支援	○	○	○
34	地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対し、育児相談、地域交流、講演会等を開催	○	○	○
35	ファミリーサポートセンター事業	地域において育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人とを会員として組織化し、会員相互の育児に関する援助活動を行うことで仕事と育児の両立を支援する	○	○	
36	児童育成支援事業	ひとり親世帯又は障害のある子どもを扶養している保護者に対して、子どもの健全な育成のための支援事業	○	○	○
37	家庭児童相談室運営事業	子どもに関する様々な相談に応じる（電話相談、来室相談等）	○	○	○
児童館等運営事業					
38	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした各種事業の実施		○	
39	留守家庭児童会	共働き家庭等の児童に対し、放課後の居場所の提供と適切な遊びを指導	○	○	○
児童又は母子福祉事業					
40	児童手当	児童の扶養者に対し、家庭生活の安定と児童の健全育成のために手当を支給	○	○	○
41	児童扶養手当	父と生計を同じくしていない児童の家庭生活の安定と自立・促進に寄与するための助成（京都府制度）	○	○	○
42	交通遺児奨学金給付事業	交通事故により親等を失った児童又は生徒に対して、精神的かつ経済的支援として給付	○	○	○
43	乳幼児医療費助成事業	健やかに子どもを生み育てる環境づくりの一環として、乳幼児及び児童に係る医療費を助成	○	○	○
44	母子家庭医療費助成事業	母と児童の健康保持のため、母子家庭の母及び児童に係る医療費を助成	○	○	○
45	母子家庭奨学金給付事業	母子家庭に対し、経済的かつ精神的支援として給付（京都府制度）	○	○	○
46	助産施設入所制度	保健上必要があり、経済的理由により入院助産のできない場合に実施	○	○	（京都府）
47	母子家庭支援施設入所制度	配偶者のいない女子等の看護すべき児童で、養育が十分にできない場合、施設で母子を保護	○	○	（京都府）
48	児童虐待防止対策事業	関係機関が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行い適切な児童の保護を図る	○	○	○

No	事業名	事業内容	向日市	長岡京市	大山崎町
障害児童福祉事業					
49~51	●特別児童扶養手当 ●障害児福祉手当 ●児童補装具給付事業		○	○	○
52	心臓病児手術見舞金給付事業	心臓病児が心臓手術を受けた場合、その保護者に対し、家庭の経済的負担の軽減を図るために見舞金を助成	○		○
自立支援給付					
53~56	●居宅介護(ホームヘルプ) ●行動支援 ●児童デイサービス ●短期入所(ショートステイ)		○	○	○
地域生活支援事業					
57	移動支援・日常生活用具給付		○	○	○
児童保育事業					
58~59	●公立保育所運営事業(障害児保育を含む) ●長時間又は延長保育事業		○	○	○
60	一時保育事業	保護者のやむを得ない事情に対応するため、臨時又は緊急に児童を保育所に受け入れる	○	○	○
61	民間保育園運営支援事業	民間保育園への運営費を補助	○	○	
62	民間保育園保育業務委託事業	民間保育園への措置費の支弁	○	○	
63	認可外保育施設支援事業	認可外保育施設への運営費を補助	○	○	○
64	公立保育所苦情相談事業	公立保育所の児童・保護者の苦情・要望等に、迅速かつ適切に対応するため、第三者を加えた苦情相談の解決を図る	○	○	○

※2市1町ではこの他にも事業を行っていますが、紙面の都合により、省略させていただきます。ご了承願います。



高齢者への支援施策

先ほどは、「子育て支援施策」を比較してみました。
ここでは、「高齢者への支援施策」を見てみましょう。



《高齢者への支援施策》

○…実施している事業（類似事業含む）を示しています。

No	事業名	事業内容	向日市	長岡京市	大山崎町
いきがい対策事業					
1	老人クラブ活動支援事業	老人クラブ連合会が行う活動に対して助成	○	○	○
2	敬老会開催	敬老の意を表し、市町が敬老会を開催	○		○
3	敬老会支援事業	各地域で開催される敬老会に対して助成		○	
4	敬老祝品（記念品）贈呈	敬老の意を表し、対象者に祝品（記念品）を贈呈	○	○	○
5	賀寿祝金	古希、喜寿、米寿、白寿該当者へ祝金を贈呈			○
6	シルバー人材センター運営支援事業	高齢者の就労機会の確保と生きがいの充実を目的とするシルバー人材センターの運営費を助成	○	○	○
7	老人園芸広場事業	生きがい対策の一環として、希望者に対して農園を貸出	○	○	
8	在日外国人高齢者障害者特別給付金支給事業	国民年金法の給付を受け取ることができない在日外国人高齢者に給付金を支給	○	○	○
医療関連対策事業					
9~10	●老人保健高額医療費支給事業 ●老人保健特定疾病医療費支給事業		○	○	○
11~12	●老人医療 ●老人医療限度額適用・標準負担額減額認定事業		○	○	○
13	適正受診啓発指導事業	被保険者において、他の保険に加入できそうな者及び退職者医療制度に加入できそうな者の調査を実施し、適正なる資格取得を勧める	○	○	○
14	人間ドッグ等助成事業	被保険者が人間ドッグ・脳ドッグ健診を受診する場合において、その費用の一部を助成（国民健康保険加入者）	○	○	○
15	高額療養費貸付制度	医療費の支払が困難な者に対し貸付	○	○	○
予防接種事業					
16	インフルエンザ予防接種		○	○	○

No	事業名	事業内容	向日市	長岡京市	大山崎町
介護保険制度による給付事業					
17~22	≪介護給付≫ ● 居宅介護サービス費の支給 ● 地域密着型介護サービス費の支給 ● 居宅介護福祉用具購入費の支給 ● 居宅介護住宅改修費の支給 ● 施設介護サービス費の支給 ● 高額介護サービス費の支給 ほか		○	○	○
23~27	≪予防給付≫ ● 介護予防サービス費の支給 ● 地域密着型介護予防サービス費の支給 ● 居宅介護予防福祉用具購入費の支給 ● 居宅介護予防住宅改修費の支給 ● 高額介護予防サービス費の支給 ほか		○	○	○
介護・生活習慣病予防事業					
28	高齢者介護予防トレーニング	対象者の状態に応じた生活動作の機能向上を図り、介護予防するトレーニング	○	○	○
29	機能訓練教室	介護予防や閉じこもり防止のために、心身機能の維持回復に必要な訓練を行う	○	○	○
30	体操教室	介護予防や生活習慣病予防のための体操教室	○	○	○
31	出前運動指導	3人以上の高齢者で構成されるグループに対し、グループが希望する会場へ職員等が出向き、生活習慣病予防等のアドバイスを行う	○	○	
32	ウォーキング事業	健康づくりと介護予防、生活習慣病予防のために行うウォーキング	○		○
生活支援対策事業					
33	生活支援ホームヘルプ事業	要介護認定の結果、自立と判定された方あるいは一時的に支援が必要な方に生活支援等を実施	○	○	○
34	在宅高齢者配食サービス事業	高齢者の健康保持と安否確認を行うため、栄養のバランスがとれた食事を配食サービス	○	○	○
35	緊急通報装置設置事業	健康面で大きな不安のある高齢者などに対して、ボタンひとつで消防署へSOSの発信ができる装置を設置	○	○	○
36	日常生活用具の給付	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等に対し生活用具を給付	○	○	○
37	住宅改修(介護保険はみ出し分)助成事業	介護保険制度の住宅改修費の支給を受ける者で、住宅改修の際、その介護保険の限度額を超えるときに費用を助成(※限度額あり)		○	○
38	住宅改良相談・助成事業	介護保険の認定を受けていない60歳以上の方または介護認定非該当者で、住宅改良を考えている方への相談及び助成(※支給条件あり)	○	○	
39	家賃助成事業	民間賃貸住宅にお住まいのひとり暮らしの方に、家賃の一部を助成	○		
40	寝具洗い乾燥サービス事業	65歳以上のひとり暮らしや要介護の高齢者に対し、寝具(敷布団、掛布団、毛布)の丸洗い及び乾燥を行うサービスを実施	○	(社協)	○

No	事業名	事業内容	向日市	長岡京市	大山崎町
家族介護生活支援対策事業					
41	在宅寝たきり老人等介護者 リフレッシュ事業	介護者への慰労と激励(介護者の交流会ほか)	○	○	○
42	介護見舞金給付事業	要介護の高齢者を介護する者に見舞金を支給	○		○
43	認知症高齢者 やすらぎ支援事業	認知症高齢者を介護している家族に代わり見守り や話し相手を行う		○	○
地域ケア対策事業					
44	地域包括支援センター	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活が できるよう、適切な介護予防ケアマネジメントを はじめ総合相談等を実施	○	○	○
その他事業					
45	介護相談員派遣事業	介護サービス利用者等の疑問や不満、不安の 解消を図る相談等に応じるため、サービス提供の 現場へ相談員を派遣	○	○	
46	健康いきいきサロン	レクリエーションやお茶会等を通して高齢者の閉 じこもりを予防	○	○	○
47	はり・きゅう・マッサージ 施術費助成	65歳以上の者で、はり、きゅう、マッサージを受け た施術費用の一部を助成	○	○	○

※2市1町ではこの他にも事業を行っていますが、紙面の都合により、省略させていただきます。ご了承願います。

※他の部門の住民生活に直結する項目につ
いてもひき続き順次、お知らせする予定
です。

高齢者の皆さんが自宅で快適に過ごせる
ようサービスの提供を行うことは、「合併す
る」「合併しないで自立する」のどちらに決定
しても変わりありません。ただ、2市1町が提
供するサービスでは対象者などに違いがあ
るので、「合併する」の場合は、調整されるこ
ととなります。



皆さまからのご意見をお待ちしています

乙訓地域分科会のホームページには、合併についての皆さまのご意見を投稿していただくコーナーがあり、現在までに投稿されたご意見を紹介させていただいております。

今回の乙訓地域分科会だよりを参考にいただき、電子メールのほか、お便り・FAXによる皆さまからのご意見をお待ちしています。

◆連絡先◆

京都南部地域行政改革推進会議
乙訓地域分科会

〒618-0071

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字松原38

TEL/FAX 075-956-6755

E-mail : ocbunkakai-jmk2006@cap.ocn.ne.jp

乙訓地域分科会の
ホームページを
開設しました。

住民間で合併の議論が
活発となるよう、情報を
随時更新していきます。

<http://www.otokuni-cbk.jp/>



発行 * 平成19年7月

* 京都南部地域行政改革推進会議
乙訓地域分科会